

基本戦略の名称

名 称	地域のみんなが支えあう長崎県 3. 互いに支えあい見守る社会をつくる							
評価対象事業延べ件数								
159件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
		10	33			3	7	106
		6%	21%			2%	4%	67%

施策：（１）必要なときに必要な医療・介護・福祉サービスが受けられる体制の整備

事業群： 医療提供体制の構築 - 1（地域医療構想の実現）

評価対象事業件数								
15件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
		2	2				3	8
		13%	13%				20%	54%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 （事業の実施状況）		見直し区分	見直しの方向			
医療機能分化・連携の推進事業（医療介護基金）	医療政策課	地域医療構想においては、回復期機能の病床が不足しているため、医療機関が、急性期病床から回復期病床へ機能を転換するために必要な費用について、補助制度を設け、転換を図る。		現状維持	地域医療構想のさらなる周知をはかっており、今後は積極的に地域医療構想調整会議等において、医療機関の建替えや改修時における当該事業を活用した回復期への転換を促すこととしている。			
回復期機能を支える医療機関の支援事業（医療介護基金）	医療政策課	地域医療構想においては、回復期機能の病床が不足しているため、医療機関が回復期の医師を確保するために必要な経費を支援し、転換を図る。		改善	回復期病床の確保のために必要な施策について、地域医療構想調整会議において協議したうえ、見直しを予定している。			
医療ICT推進事業（医療介護基金）	医療政策課	医療機関の連携を推進するため、医療情報ネットワーク「あじさいネット」に電子カルテを公開する病院への支援や、地域連携パスの電子化、薬剤情報の共有、在宅医療におけるタブレットの活用を図った。		改善	平成29年度において、「あじさいネット」を含め、医療情報ネットワークの利活用について検討を行うことを予定しており、その結果を踏まえ、ICTによる効率化を推進する観点から見直しを行う。			
在宅医療拠点及び住民相談支援センター整備事業（医療介護基金）	長寿社会課	地域で在宅医療に取り組む多職種の連携の拠点及び在宅医療に関する住民からの相談の窓口となるセンターの整備に対して助成した。		終了	平成30年4月から全市町において、地域支援事業により在宅医療・介護連携推進事業を実施することとなるため、地域における在宅医療の充実に向けた取組について、市町及び関係団体とともに検討を進めていく。			

在宅等医療人材スキルアップ支援事業(医療介護基金)	医療政策課	医療従事者の在宅医療における救急救命技術の向上を図るため、救命処置を学ぶ「ACLS研修」、「AED研修」を実施したほか、医療機関間での血液検査データの共通化を図るための研修会を行った。	終了	今後増加すると予想される在宅医療従事者に対して、在宅医療における救急医療の提供の質を保つため、研修等の開催のあり方を検討していく必要がある。
在宅医療充実のための訪問看護等体制整備事業(医療介護基金)	長寿社会課	訪問看護師の段階に応じた研修や専門技術研修、県内統一したサマリー様式の整備による情報共有の仕組みづくり、複数の事業所による協力体制の構築に向けた取り組み等を支援する。	拡充	多様化する在宅医療ニーズに対応するため、平成29年度に構築予定の一人の患者に複数の訪問看護ステーションが連携して対応する体制モデルを他地域に展開していくとともに、関係団体とともに訪問看護師の確保と質の向上に向けた施策を検討し取組を強化していく。
在宅歯科医療推進に係る拠点連携推進室整備事業(医療介護基金)	長寿社会課	在宅歯科医療推進のため、地域の連携拠点の設置及び医科歯科連携のための活動に対して助成した。	拡充	拠点連携推進室未設置地域での整備を進めていく。また、入院及び入所者に対する口腔ケア実施による効果を医師及び歯科医師へ広め、医歯間の連携を強化すると同時に、住民への口腔ケアの重要性を認識してもらうための普及啓発等を行い、地域包括ケアシステムにおける在宅歯科医療体制の充実・強化を図る。
歯科衛生士養成所の多職種連携機能強化事業費(医療介護基金)	医療政策課	在宅医療に関わる歯科衛生士を育成するため、県歯科衛生士専門学校において行う実習用機器の整備を支援する。	終了	歯科衛生士の役割は、在宅医療等において重要性を増しており、県としてどのような支援が必要か関係団体等と協議したい。

事業群： 医療提供体制の構築 - 2 (医療提供体制の構築)

評価対象事業件数

15件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
			5	33%				
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)		見直し区分	見直しの方向			
ドクターヘリ運営事業費	医療政策課	消防本部等からの要請によりドクターヘリを出動させ、救急患者に対して救急現場及び搬送中に適切な処置・治療を行い、救命率の向上や後遺症の軽減を図った。		改善	ドクターヘリの重複要請による要請キャンセルを少なくするため、効率的な運用を検討していく。			
広域災害・救急医療情報システム費	医療政策課	災害医療・救急医療に関する情報システム等を整備することにより、災害時・救急時の医療を確保した。		改善	県内で発生した災害への対応ならびに災害医療従事者を確保するため、長崎県DMAT(ローカルDMAT)を整備し、災害現場での迅速な医療体制の確立を図る。			

感染症予防対策事業	医療政策課	総合的な感染症対策を推進するため、エイズ等感染症対策全般についての人材教育、普及啓発活動等による感染症の予防を図るとともに、感染症指定医療機関における設備整備等を行った。	改善	感染症の発生、流行リスクの変化に応じて、原因究明を図りつつ、医師会等の関係者と連携して、情報の発信を充実させる。
肝炎対策事業費	医療政策課	無料の肝炎ウイルス検査、肝炎に関する普及啓発及び肝疾患相談支援センターを設置することにより、肝炎ウイルス感染者の早期受診及び早期治療を推進し、精密検査・定期検査費を助成することにより、肝炎の重症化予防を推進した。	改善	B型、C型ウイルス性肝炎は長期間にわたり自覚症状がないため、検査の機会を逸し感染を知らずにいる者が多数いることから、効果的な普及啓発を行うほか、関係機関と連携を図りながら、各地域の特性に応じた検査を受けやすい体制を整備する。また、検査で陽性となった者等に対し、定期的な受診確認等のフォローアップ及び精密検査・定期検査費を助成することにより、肝炎の重症化の予防にも注力する。
献血及び骨髄移植推進費	薬務行政室	少子高齢化により献血可能人口が減少し、輸血を必要とする高齢者が増加するなかで、輸血用血液を安定供給するため、血液センターと連携し普及啓発等により献血者を確保した。	改善	若年層の献血者を確保し将来にわたって安定的に輸血用血液を供給するために、採血業務を行っている血液センターや市町と連携し若年層への啓発事業を検討することで、各種イベントにおける啓発方法等の見直しを行う。

事業群： 医療提供体制の構築 - 3 (離島・へき地の医療機関への支援)

評価対象事業件数

8件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				1				
			13%					87%

主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向
へき地医療支援機構推進事業費	医療人材対策室	「離島・へき地医療支援センター」による、県内離島診療所等の代診対応や医師派遣、斡旋及び離島診療所医師の技術的指導、相談対応などの支援を行った。	現状維持	「長崎県離島・へき地医療支援センター」については、国庫補助の制度を活用し、今後も本事業を継続し離島へき地の医師確保を図る。
病院企業団助成費	医療政策課	長崎県病院企業団の運営費について、地元市町とともに支援を行い、県下の離島・へき地における医療体制の確保、医療レベルの維持向上を図った。	改善	引き続き病院企業団が経営する病院の経営安定を目指すとともに、企業団本部のあり方や、新公立病院改革プランに沿った県の負担金の見直し等について検討を行う。

事業群： 地域包括ケアシステムの構築

評価対象事業件数

8件	30年度の方向性							
	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持	
	1 12%	3 38%			1 12%	2 25%	1 13%	
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し 区分	見直しの方向				
在宅医療・介護連携強化事業 (医療介護基金)	長寿社会課	在宅医療と介護の連携にかかる地域課題の解決のため、保健所単位で県や市町、医療・介護関係者が参加する検討会や研修会を実施し、地域の実情に応じた仕組みを構築する。	改善	2次医療圏ごとに、在宅医療・介護連携推進事業にかかる市町の課題を踏まえて、地域の実情に応じた仕組みづくりを支援するとともに、優良事例を県内全域へ展開していく。				
地域包括ケアシステム構築加速化支援事業 (医療介護基金)	長寿社会課	地域包括ケアシステムの構築を加速化させるため、システム構築に向けたロードマップを市町ごとに作成するとともに、県内3地区でモデル事業を実施する。	拡充	平成29年度に策定する各市町のロードマップに位置付けられた具体的な取組について、先駆的で他地域のモデルとなるような取組については、地域医療介護総合確保基金を活用して支援するなど、県が果たすべき支援策を検討していく。				
介護予防・生活支援体制整備事業(地域助け合いづくり事業) (医療介護基金)	長寿社会課	生活支援を必要とする方々に対して、元気高齢者等による助け合いの仕組みづくりを構築するため、市町及び助け合いを事業を希望している団体等に対し、研修会や優良事例紹介等の支援を行った。	終了	助け合い活動に対する意識の高揚を図るため、優良団体を「地域こまらん隊」として認証する制度を検討するとともに、県・市町や関係団体の広報等を通じて、県内優良事例の他地域への横展開を進めることで、助け合い活動を県内全域に広めていく。				
介護予防・生活支援体制整備事業(生活支援体制強化事業) (医療介護基金)	長寿社会課	生活支援コーディネーターとその候補者に対して、基礎的な研修や実践的な研修を実施するとともに、取組の遅れている市町へアドバイザー等を派遣することで、実際に機能する生活支援体制を構築する。	改善	各圏域に配置された生活支援コーディネーターの更なる資質向上を図っていくためには、コーディネーター自身の能力や経験等に応じた研修を開催する必要があるため、段階別研修とするなど幅広い研修プログラムを検討していく。				
介護予防推進事業	長寿社会課	市町が行う介護予防事業や、地域で取り組まれる介護予防活動が効果的に行われるよう、市町や地域の介護予防活動の課題を把握して解決策を検討したり、介護予防の取組に関わる従事者(住民を含む)の資質向上のための研修会を実施した。	改善	平成29年6月の介護保険法の改正により、自立支援・重度化防止に向けた取組の強化や財政的なインセンティブの付与が制度化されたため、今後の国の動きを踏まえながら、インセンティブの付与が得られるよう市町に対する支援策を検討していく。				

地域リハビリテーション活動支援体制整備総合事業（医療介護基金）	長寿社会課	高齢者等の様々な状態に応じたりハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる支援体制の整備を図るとともに、保健・医療・福祉のネットワークづくりを推進した。また、地域でのリハビリテーション活動をさらに推進するため、理学療法士等の専門職を対象に、市町事業へ参画するための教育研修を実施した。	現状維持	地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者等の様々な状態に応じたりハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる支援体制の整備を引き続き進めていく必要がある。
在宅支援リハビリテーションセンター整備事業（医療介護基金）	長寿社会課	医療機関、介護保険事業者等の関係機関及び地域住民組織等との連携を推進していく在宅支援リハビリテーションセンターを設置することで、生活圏域内におけるきめ細やかなりハビリテーション支援を実施し、介護予防等の取組を強化する。	終了	市町が行う高齢者等の自立支援に向けた事業等へ、リハビリテーション専門職が参画することで得られた取組効果を参考にし、その手法を他市町へ伝達する。また、今後は、高齢者だけではなく、障害者など分野を超えて総合的な支援が求められており、リハビリテーション分野においても検討を行っていく必要がある。
介護実習・普及センター事業費	長寿社会課	（公財）長崎県すこやか長寿財団が行う高齢者の介護の実習等を通じて、地域住民への介護知識、介護技術並びに福祉機器の普及事業及び啓発事業に要する経費への補助を行った。	廃止	すこやか長寿財団の全体事業の見直しとあわせて、今後増加が見込まれる認知症に対する相談体制や介護の普及啓発など、財団が担うべき事業の検討を行い、平成30年度事業の具体化を図っていく。

事業群： 介護サービス基盤整備等の推進

評価対象事業件数

6件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				1					
			17%						83%

主な評価対象事業	事業所管	事業内容 （事業の実施状況）	見直し区分	見直しの方向
特別養護老人ホーム等整備費（創設・増床関係）	長寿社会課	特別養護老人ホーム等の整備を進めるため、施設整備事業債等を活用して、施設の創設・増床を実施した社会福祉法人等に対して助成を行った。	現状維持	特別養護老人ホームについては、施設の定員数が、要介護3以上の在宅待機者の数を充足しておらず、平成29年度に策定する第7期老人福祉計画・介護保険事業支援計画の実現に向け、引き続き取り組んでいく必要がある。
特別養護老人ホーム等整備費（改築等ユニット化関係）	長寿社会課	特別養護老人ホーム等の整備を進めるため、施設の改築等を実施した社会福祉法人等に対して助成を行った。	現状維持	施設に入居した高齢者の生活を限りなく在宅での生活に近いものにし、快適なプライバシーの確保を推進する必要があること、また、国のユニット型居室の整備目標である「特別養護老人ホーム定員の70%（平成37年度）」に向けて整備を進めていく必要があることから、事業継続が必要である。

地域密着型施設整備助成等事業(医療介護基金)	長寿社会課	介護サービスの地域密着型施設等の整備を進めるため、地域医療介護総合確保基金を活用して、市町等に対して助成を行った。	改善	地域密着型介護サービス提供施設等は、未だ十分に普及しておらず、また、施設の偏在や未整備の地域が存在するなど、地域によりサービスの提供体制に差が生じており、第7期長崎県老人福祉計画及び長崎県介護保険事業支援計画の策定にあたり、市町の意向等を踏まえながら、より実現可能な地域密着型施設等の整備の支援を行っていく。
介護サービス情報の公表事業	長寿社会課	介護サービス事業所の名称・所在地や提供サービスの内容、従事者の人数・職種及び利用料金等の情報を公表した。	現状維持	介護サービス事業に係る情報を公表し、利用者やその家族等が、介護サービスを適切に選択することができ、ひいては介護サービスの質の向上を図るためには、事業を継続することが必要である。

事業群： 認知症施策の推進

評価対象事業件数

12件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				5				1	6
				42%				8%	50%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
認知症施策等総合支援事業費(認知症疾患医療センター運営事業)	長寿社会課	認知症の鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、救急入院等を行う医療機関を認知症疾患医療センターとして指定し、助成を行った。	現状維持	各地域において、認知症の早期診断・治療が行われる医療体制の中核として、引き続き、認知症疾患医療センターを運営していく必要がある。					
認知症ケア人材育成研修事業(認知症サポート医等養成研修事業)(医療介護基金)	長寿社会課	認知症診療に習熟した認知症サポート医を養成するとともに、高齢者が日頃受診するかかりつけ医にも認知症診断の知識や技術、家族への対応などの研修を行い、研修後も定期的にフォローアップを実施した。	改善	認知症サポート医の養成が必要な地域における養成を積極的に推進し、また、認知症サポート医やかかりつけ医へのフォローアップ研修内容を充実させ、さらなる認知症医療体制の強化を図っていく。					
認知症施策等総合支援事業費(認知症介護研修)	長寿社会課	認知症介護従事者に対して、認知症介護実践研修を実施し、また、その研修講師等を務め、指導的立場となる者を養成するため、候補者を認知症介護研究・研修東京センターが行う認知症介護指導者養成研修へ派遣した。また、各地域で、認知症の人や家族を見守り支援する認知症サポーターの養成を推進するため、キャラバンメイトを育成した。	改善	さらに効果的な研修となるよう、これまでの実施結果を踏まえ、事業者の指定方法や研修機会の拡大について検討を行う。					

認知症ケア人材育成研修事業 〔認知症対応型サービス事業管理者等研修事業〕 (医療介護基金)	長寿社会課	認知症対応型サービス事業の開設や管理運営、居宅サービス・介護計画作成に関する研修を実施した。また、認知症介護指導者を、認知症介護研究・研修東京センターの認知症介護指導者フォローアップ研修へ派遣し、最新の認知症介護の知識や技術を習得させた。	現状維持	介護従事者等のニーズを踏まえ、これまで研修機会の少なかった地域での実施を検討する。
認知症ケア人材育成研修事業 〔認知症介護基礎研修事業〕 (医療介護基金)	長寿社会課	認知症介護の初任者や無資格者に対し、認知症介護の基礎知識に関する研修を実施する。	改善	より効果的な研修体制を目指して、認知症介護実践研修等と併せて事業者指定による研修事業とできないか検討する。
認知症施策等総合支援事業費(認知症高齢者地域支え合い事業)	長寿社会課	認知症当事者や介護家族をお互いに支えあうため、電話・面接相談、県内各地での予防対策講習会や連絡会、若年性認知症の意見交換会等を実施する「認知症の人と家族の会長崎支部」への助成を行った。	改善	若年性認知症支援ネットワークの構築を図り、若年性認知症支援コーディネーターを配置することにより、若年性認知症施策を推進していく。
認知症地域支援施策推進事業(医療介護基金)	長寿社会課	市町の認知症相談支援体制の整備を促進するため、先進事例を普及するセミナーを開催するとともに、各圏域ごとに体制整備に向けた課題解決策を検討する意見交換会を実施する。	改善	平成29年度末までに全市町に配置される認知症地域支援推進員と初期集中支援チームが有効に機能するよう、医療・介護・地域支援体制が一体となった取組や地域課題の解決につながるような事業への見直しについて、地域において認知症の人と家族を支えていくための仕組づくりをさらに進めていく。
認知症ケア人材育成研修事業 〔認知症初期集中支援チーム員養成研修事業〕 (医療介護基金)	長寿社会課	認知症初期対応体制の構築と整備を図ることを目的に、市町に必置となっている初期集中支援チームの構成員に対する研修事業として、国立長寿医療研究センターが開催する研修に、市町職員の派遣を促し、研修受講料の助成を行った。	終了	設置された初期集中支援チームのスキルアップが図られ、地域の課題解決により効果的な研修事業を検討していく。

事業群： 障害福祉サービス等の提供体制の確保・充実

評価対象事業件数

4件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
									4 100%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し 区分	見直しの方向					
サービス、 相談支援 者等養成 研修費	障害福 祉課	国研修を受講した者を講師として、相談支援従事者及びサービス管理責任者を養成する研修を行ったほか、多様で複雑なニーズに対応するため、より専門的な分野に関する研修を行った。	現状維持	相談支援事業所における相談支援専門員と障害福祉サービス事業者におけるサービス管理責任者の研修については、障害者総合支援法で受講が必須とされており、県内研修体制、相談支援体制の充実のため、継続して実施する。					
支援センタ - (精神) 事業費	障害福 祉課	一般県民からの精神保健福祉や依存症に関する相談を受け、相談者に応じた適切なアドバイスを行い、必要に応じ、関係機関とも協議を行った。	現状維持	精神保健福祉法の規定により設置が義務付けされている機関であり、その業務についても定められているため。依存症などに関する啓発及び窓口相談の周知を図ることにより、当事者及びその家族からの相談に繋がり、適切な支援を送ることとしている。30年度も引き続き同様の取り組みを行う。					
施設整備 助成費	障害福 祉課	施設整備 社会福祉法人等が行う施設整備に対する助成により、障害福祉サービス事業所(児童発達支援センター2箇所、障害者支援施設1箇所)を整備した。 防犯設備整備(H28~) 障害福祉サービス事業所15施設の防犯対策設備の整備をした。	現状維持	政策上、重要となる施設については計画的に整備を促していく必要があり、そのための支援は必要である。 限られた予算の中で、何(どの種の施設)を優先するのかを検討しながら整備を進めていく。					

施策：（２）誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり

事業群： 社会的配慮を必要とする人たちへ必要な支援を行う体制づくり

評価対象事業件数

11件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
		3	2					6
		27%	18%					55%

主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向
こころの緊急支援対策システム整備事業	障害福祉課	事件・事故や災害等の緊急時には、対応の遅れが致命的となることが多い。 CRTについては、平時よりこころのケアを行う専門家チームを結成しておき、教育委員会や学校からの要請に基づいて、緊急に現地派遣できる体制を整備した。 DPATについては、平成28年熊本地震において、災害派遣要請に基づき、4月27日から6月30日まで、計10チーム、延べ57名を派遣した。	拡充	事件や事故、災害発生時において、対応の遅れがさまざまなストレス要因を抱えることとなり、二次被害リスクが高まることが予想される。緊急時速やかに派遣できるような体制を整えておくため、人材育成やチーム資機材の整備が必要。
指定難病対策費	国保・健康増進課	難病患者に対し医療費の助成を行うことで、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図った。	現状維持	本事業は、難病患者に対する医療等に関する法律に則って行われており、難病患者の療養生活の質の向上、家族の負担軽減等に寄与するために、適切な事業運営を継続していく。
難病特別対策推進事業(難病相談・支援センター)	国保・健康増進課	難病患者やその家族等に対し相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行った。	改善	引き続き、研修受講等による相談員の資質向上に努め、県北(佐世保市)をはじめ、離島地区などにおいて、出張相談会や医療講演会を実施し、長崎地区以外での相談支援の充実を図る。また、H28年度に設置した運営委員会を活用して、利用者のニーズ、相談支援業務に対する意見等を踏まえた管理運営に努めるなど、平成30年度においてもそれらの取り組みを継続し実施していく。
難病特別対策推進事業(難病支援ネットワーク事業)	国保・健康増進課	県内医療機関のネットワークを構築し、難病患者に対して入院・転院医療施設の確保や在宅療養患者への往診医の紹介、療養相談等、難病患者とその家族が安心して療養できる環境の提供を図った。	改善	難病診療の分野別拠点病院の設置、早期に正しい診断を行うための一般病院、診療所間の連携体制の構築や県域を越えた全国的な支援ネットワークなど、新たな難病の医療提供体制の速やかな構築を図る。

生活困窮者自立支援事業	福祉保健課	<p>・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々のニーズに応じた自立支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげた。各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行った。</p> <p>・生活困窮及び生活保護世帯の子ども(小中学生)に対し学習支援を実施した。(東彼杵地区、北松地区、西彼杵地区で実施)</p>	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・必須事業として位置づけられている自立相談支援事業は、本県全体の新規相談件数の割合が全国平均に至っていないため、生活困窮者制度全般について、県及び市町広報誌を活用し、より一層の周知を図る。 ・市町職員及び相談支援員等を対象とした研修会を実施し、相談内容に応じた的確な助言等を行えるようスキルの向上を図る。 ・自立相談支援事業を実施している市町及び運営事業者を個別訪問し、事業運営状況のヒアリングを実施し、助言を行う。 ・自立相談支援事業と県内の社会福祉法人が実施するレスキュー事業との連携体制の構築を図り、迅速かつ確実な支援の実施を図る。 ・任意事業の就労準備支援事業及び家計相談支援事業を引き続き実施し、生活困窮者に対する支援サービスを提供するとともに、利用者に応じたプランが策定できるよう任意事業の拡大を図る。 ・学習支援事業については、実施回数及び実施場所など実施方法を工夫しながら、効果的な支援を行う。
被保護世帯自立推進事業	福祉保健課	<p>・就労可能な被保護者に対し、ハローワークと連携した就労支援、就労支援員による就労支援、福祉事務所の自立支援プログラムによる支援を行い、就職等により自立を図った。</p> <p>・頻回・重複受診等と認められる被保護者や後発医薬品の使用が可能と判断される被保護者に対し、医療扶助相談・指導員等による受診指導や服薬指導等を行った。</p> <p>・診療報酬明細書の審査・点検を通じ医療費の適正な額の確定を行い、改善を要する被保護者の受診情報等を、福祉事務所に提供し、必要な指導を行った。</p>	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援員とハローワークの連携をより緊密にし、生活保護開始後の短い期間中に集中的に支援を行い早期就労開始を目指すとともに、すぐには就労に結びつきにくい被保護者を対象にした被保護者就労準備支援事業(H28から実施)と一体的な実施に努め被保護者の就労・自立を推進する。 ・後発医薬品の使用促進を図るため、医療機関に対し引き続き協力要請を行うとともに、正当な理由なく後発医薬品の処方拒否を拒む被保護者や重複受診、頻回受診等の不適切な受診等を行う被保護者に対し適正受診についての助言・指導を行い、医療扶助の適正な運営を図る。
自殺総合対策強化事業	障害福祉課	<p>平成24年度に策定した「第2期長崎県自殺総合対策5カ年計画」(H24～H28)に基づき、民間を含むさまざまな関係機関・団体がそれぞれに役割を担い、連携協力して、相談・支援体制の整備・充実や普及啓発の強化等をはじめとした総合的な自殺対策を推進した。</p>	拡充	<p>引き続き、保健、医療、福祉、教育、労働等関連施策との連携を図り、自殺対策を推進していく。</p> <p>平成30年度には市町の自殺対策計画策定支援、民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化するため、厚生労働省が設置を促進する地域自殺対策推進センターの設置に向けての検討を進める必要がある。</p>

事業群： 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実

評価対象事業件数

5件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
							1		4
							20%		80%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し 区分	見直しの方向					
福祉のまちづくり条例施行事業費	福祉保健課	福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化を行う施設の届出書の受理・指導等の事務について、長崎市と佐世保市へ委任し、条例施行の推進を図り、高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせるまちづくりを整備した。	現状維持	今後も事業者への指導等や適合証を交付した事業をホームページに掲載するなど、引き続き施設のバリアフリー化の促進を図り、高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせるまちづくりに寄与していく。					
福祉サービスに関する苦情解決事業費	福祉保健課	福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルなどについて、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援した。	現状維持	引き続き福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルなどについて、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援していく。					
身障者用駐車場利用証事業費	福祉保健課	県と協定書を締結した公共的施設の身障者用駐車場を利用できる方を明らかにし、本当に必要な方のために駐車スペースを確保するため、県内共通のパーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)を交付した。	現状維持	パーキングパーミット制度は、身障者用駐車場を利用できる者を明確にすることにより、身障者用駐車場の適正利用を図るものであるが、利用者及び協力施設のみに限らず、全県民が制度を理解することにより、利用者及び協力施設の拡大、制度の適正利用につながるため、今後も引き続き、制度理解への周知を行っていく。					
福祉のまちづくり推進補助事業費	福祉保健課	市町が実施する「高齢者・障害者住宅改修助成事業」に対して補助金を交付した。	廃止	近年、申請件数が減少しつつあり、一定の政策目標を達成しており、既存の介護保険制度や日常生活用具給付等事業による住宅改修や低所得者、障害者または高齢者に対して行う生活福祉資金貸付制度の活用等により、高齢者等に配慮した住宅改修ができることから、平成29年度をもって事業を廃止する。					

事業群： 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実									
評価対象事業件数									
4件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
			1						3
			25%						75%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
障害者就業生活支援事業	障害福祉課	障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置している。センター経費のうち、生活支援員の経費を負担した。	現状維持	引き続き、「障害者就業・生活支援センター」の充実を図ることで、一般就労の促進と職場定着を高めていく。また、現在、未設置の圏域について、国のセンター設置要件を満たすべく関係機関と連携しながら、センター設置の方向性を検討していく。					
障害者一般就労・工賃向上支援事業	障害福祉課	障害者が地域社会において自立した生活を送れるよう、就労移行支援事業所等職員の育成を図ることなどにより、一般就労への移行を支援した。一方、一般就労が困難な方に対しては、就労継続支援事業所等の商品・サービスの売り上げ増を図った。	拡充	商品販売会広報等事業、長崎県CSR通信の発行、商品力・販売力アップ支援事業、農福連携による障害者の就農促進事業など各種事業の充実を図り、工賃向上を目指す。					
障害者就業・生活支援センター事業促進費	雇用労働政策課	障害者就業・生活支援センター業務を行う法人への指導及び運営費の補助を行った。また、障害者雇用促進を図るため、障害者雇用支援のつどいを開催し就職面接会を県内4会場で実施した。	現状維持	障害者等の雇用の促進を推進する上で、「就業面」と「生活面」から支援する当センターは重要な役割があり、今後も指導や補助を続けていく。また、現在未設置の圏域（上五島、壱岐、対馬）について、センター設置の方向性を検討していく。					

事業群： 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実									
評価対象事業件数									
9件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
									9
									100%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
障害者スポーツ振興費	障害福祉課	長崎県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への本県選手団派遣、長崎県障害者スポーツ協会運営費の一部補助を行い、県内の障害者スポーツの普及・振興を図った。	現状維持	平成26年の「長崎がんばらんば大会」を契機に障害者スポーツの機運は高まっているが、平成32年に日本で開催されるパラリンピックに向け、さらに機運が高まっているところである。障害者スポーツの振興を図るためには継続した支援体制が必要不可欠であり、今後も本事業を継続し、地域や競技団体との連携を強化しながら、障害者スポーツの充実を図る必要がある。					

地域生活支援事業費	障害福祉課	自立した日常生活又は社会生活を営むため、点訳奉仕員養成研修等を実施したほか、市町等が実施する意思疎通支援、移動支援や日常生活用具の給付事業等に対して助成を行うなど、障害者の福祉の増進を図った。	現状維持	障害者（児）の福祉の増進が図られ、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、引き続き、地域の特性や心身や生活の状況に応じた柔軟な事業の実施が必要である。
保健所精神保健費	障害福祉課	保健所において、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談に対し、的確な助言、指導を行った。	現状維持	地域保健法の規定により、設置が義務付けされている機関であり、その業務についても定めがあり、継続して実施する。

事業群： 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実

評価対象事業件数

21件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
			2	2				1	16
			10%	10%				5%	75%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
自立支援給付費	障害福祉課	障害福祉サービス(居宅介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援など)の利用に係る給付費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)を補助した。	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。 障害者総合支援法の改正により新たな障害福祉サービスが開始される。サービスの円滑な実施のために、実施状況を見守るとともに、事業者や利用者からの照会や相談に対応していく体制をつくる。 					
移譲施設支援事業費	障害福祉課	つくも苑建替後の施設がH28.4に開所したことから、H28年度は旧つくも苑の解体経費に対し補助した。	拡充	旧つくも苑の跡地活用を図るため、観光公園化を希望している佐世保市と協議を行い、敷地の整備等、必要な支援の検討を行う。					
障害者更生相談費	障害福祉課	身体障害者更生相談施設および知的障害者更生相談施設の運営を行った。	現状維持	法に基づき、障害者に関する相談・指導及び医学的・心理学的・職能的判定を行っていることから、制度の見直し等にはなじまないが、相談、研修指導を行い、障害者の更生に努めていく。					
障害者医療対策費	障害福祉課	精神障害者の措置入院費・自立支援医療費の公費負担及び通報・申請の処理をした。 病院指導・検査、在院患者の病状審査、入院の可否の審査、入院患者の人権擁護等精神医療適正化対策を実施した。 精神障害者保健福祉手帳を交付した。	現状維持	今後も継続して精神障害者（外来）の医療費の負担軽減等を実施。 また、入院患者の人権擁護等精神医療の適正化を図る必要がある。					

地域連携 児童精神 医学講座 事業費(医 療介護基 金)	障害福 祉課	発達障害児療育支援体制の 充実を図るため、長崎大学が 開設する児童・青年期精神 医学を専門とする精神科医 を養成する講座の運営経費 に対し、補助を行った。	改善	児童・青年期精神医学を専門とする精神科医が少ない ため、H30以降も引き続き、長崎大学で講座を実 施し、受講対象者を広げるなど、さらに養成を図る 必要がある。また、H28、H29に養成した医師のフォ ローアップの取り組みが必要である。
障害者福 祉医療費 助成費	障害福 祉課	心身障害者の福祉の増進を 図るため、市町が実施する医 療費助成に対し、補助を行っ た。(県1/2、市町1/2)	現状維持	心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施す る医療費助成に対し、補助を行うものであり制度の 見直し等にはなじまないが、県と市町からなる長崎 県福祉医療制度検討協議会障害者専門分科会におい て決定された医療費助成を実施していく。
多重の見 守りネット ワーク総合 対策事業	長寿社 会課	九州地方知事会で取り組ん でいる「多重の見守りネット ワーク九州・山口モデル構築 プロジェクト」の幹事県とし て、見守り意識や地域で支え 合う大切さを伝えるテレビC Mの作成・放映や、見守りに 関する優良事例の各県の ホームページでの公表など、 九州・山口各県共同で、多重 の見守り体制の構築に向け た各種取組を実施した。	拡充	県見守りネットワーク推進協議会を通して、県と民 間事業者との協定締結を推進し、市町の協定締結事 業者を拡大させることで、人的ネットワークの拡 大・強化を図っていくと同時に、ICTを活用した 見守りの具体的な仕組づくりを行う。 また、九州地方知事会の「多重の見守りネットワ ーク九州・山口モデル構築プロジェクト」として、見 守りの大切さについて更なる普及・啓発を図るな ど、九州・山口各県共同で新たな取組を実施してい く。
日常生活 自立支援 事業	長寿社 会課	各地域の基幹的社会福祉協 議会に設置した「福祉あんし んセンター」において、対象 者等からの相談・問い合わせ に応じ、支援計画を策定後、 契約を締結し、福祉サービ スの利用援助や金銭管理等 を行った。	改善	今後、高齢者の増加に伴い利用者及び相談・問い合 わせ件数が増加することが見込まれるため、それ に対応した適切な福祉サービスを提供する体制を整備 していく。

事業群： 人権が尊重される社会づくり

評価対象事業件数

5件	30年度の方向性							
	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持	
	1 20%	2 40%					2 40%	
主な評価 対象事業	事業 所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し 区分	見直しの方向				
人権・同和 問題啓発 推進事業	人権・ 同和対 策課	講演会や研修会、啓発イベ ントの開催、企業・団体への 講師の派遣、また、市町と連 携した人権啓発活動などを 行い、人権啓発の推進を図 った。	拡充	人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めて いくために、継続して、講演会、研修会、イベント 等による啓発を行っていく。 なお、今日的な課題である性的マイノリティに対す る県民の理解を促進するため、性的マイノリティの 人権をテーマとしたフォーラムの開催や相談の充実 を図る方向で検討する。				

社会人権・同和教育推進事業	人権・同和対策課	社会教育関係者の人権・同和教育に関する認識や知識を高めるために情報提供や研修の場を設定し、また、人権・同和教育指導者の専門性を高めるための講座などを開催することにより、地域での人権・同和教育を推進するための体制づくりを図った。	改善	養成した人権・同和教育指導者と市町の担当者との連携を一層図るために、必要に応じて市町を訪問し、活動機会や活動内容等についての助言等のフォローアップを行い、地域での人権に関する事業づくりを支援する。また、モデルとなる取組を整理し周知等を行い、他地域の活動の参考になるよう働きかける。
人権教育啓発センター活動推進事業	人権・同和対策課	ホームページ等による人権に関する情報提供や、図書・ビデオの貸し出し、また、人権に関する悩みや研修等に関する相談対応を行うことで、人権問題についての啓発推進、学習・研修活動の支援を図った。	改善	本県の人権教育・啓発活動の中核的な拠点施設として、人権問題に関する様々な情報等の収集・提供などにより広報・啓発活動を推進するため、ホームページの内容充実や図書、ビデオ、パンフレット等の整備を図っていく。
ハンセン病対策事業	国保・健康増進課	ハンセン病について、広く県民に普及啓発するため、入所者作品展を開催し、入所者を長崎県に招き(里帰り事業)、入所者の社会交流を図った。また、入所者親族に対し、生活介護費の支給を行った。	現状維持	本事業により、毎年、療養所入所者の作品展を開催し、入所者に一時帰郷していただく「里帰り事業」及び本県から文化使節団を派遣し、籠踊りなど本県の文化に親しんでいただく「郷土文化使節団派遣事業」を実施している。今後もこれらの取り組みを通して、ハンセン病の普及啓発や入所者の社会交流を図っていく。
人権・同和教育推進費	義務教育課	教職員の人権意識や指導力の向上を図るために、指導者用参考資料の作成・配布とその冊子を活用した教職員研修会の実施を隔年で行っている。(平成28年度は、教職員研修会を行った。)	現状維持	平成29年度に作成・配布した研修冊子を活用し、教職員の人権意識及び指導力の向上を図るために、研修会の開催による啓発を行っていく。

事業群： 高齢者や子育て世代、障害者等に優しいまちづくり

評価対象事業件数

2件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				1					
			50%						50%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
長崎県3世代同居・近居促進事業	住宅課	新たに3世代で同居・近居するための改修工事又は中古住宅取得に要する経費の一部を助成することで、安心して子どもを産み育てることのできる居住環境の整備を図った。	改善	平成30年度においても、出生率の向上及び子育て支援のために、こども政策局と連携しながら、引き続き子育て環境の整備に対する支援を検討していきたい。具体的には、子育てサークルなど通常は捕捉しにくいターゲットへの周知方法や、子育てしやすいエリアでの3世代同居・近居促進事業の重点的なPRなどの他、親世代側の移住・住み替えを前提とした同居近居に必要な支援策も検討する。					

施策：（３）きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

事業群： 貧困に起因する問題を抱える子どもと親への支援

事業群： ひとり親家庭等の自立支援の推進

評価対象事業件数

7件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				3					4
				43%					57%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し 区分	見直しの方向					
地域子供の未来応援交付金事業	こども家庭課	内閣府の交付金を活用し、市町の後方支援として、支援を必要とする子どもの実情を踏まえ、必要とする支援を検討し、支援が提供できる団体、機関へつなぐ役割等を担う「子どもの貧困対策コーディネーター」を県内統一的に養成する。	改善	養成した「コーディネーター」については、今後各市町において、配置・活用を図っていく必要がある。					
ひとり親家庭等自立支援事業	こども家庭課	ひとり親家庭等自立促進センターを設置、相談員による就業相談等を行った。また母子・父子自立支援員により個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定、その他、資格取得のために養成機関で受講する場合の生活費支給、入学準備金等の貸付等を実施した。	改善	ひとり親家庭は、不安定な就労形態などで困窮している家庭が多く、引き続き、就職に有利な資格取得のための自立支援給付金事業等の活用や、ひとり親家庭等自立促進センター事業、プログラム策定事業等により、ひとり親家庭の安定的な就労による自立を促進するため事業を実施していく必要がある。特にひとり親家庭等自立促進センターについては、ひとり親が抱えている家庭問題等の解消や自立に向けた支援を総合的に行う機関であることから、県ホームページや子育て応援ネット等を利用した情報発信の強化や母子・父子自立支援員と連携した周知を更に行い、多くのひとり親家庭等に対し利用促進を図ることにより就業につなげていく。					
ひとり親家庭等対策費	こども家庭課	市町による生活支援講習会・情報交換事業や日常生活に支障がある場合に家庭生活支援員を派遣し、必要な生活支援及び幼児の保育を実施。また、学習塾形式等により学習支援の実施を支援した。	改善	市町が行う、生活支援のための講習会や制度の説明会、情報交換等については、実施市町が11市町、生活支援については、8市、また、子どもの生活・学習支援事業については、1市が増え1市1町となったが、今後とも実施市町の具体的な実施状況、事業効果等について未実施市町へ説明を行い、生活困窮者自立支援制度などの他の制度とも調整しながら実施市町と参加児童数の増加を図る。					

事業群： 総合的な児童虐待防止対策の推進

評価対象事業件数

3件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分		見直しの方向				
児童虐待総合対策事業	こども家庭課	児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導等を行った。	現状維持		虐待相談件数は年々増加しており、困難事例も増えていることから、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、重層的な支援を行なうため、児童福祉法の改正を踏まえた研修等により、さらに職員一人ひとりの専門性の強化が必要。				

事業群： 社会的養護体制の充実

評価対象事業件数

1件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分		見直しの方向				
里親育成支援事業	こども家庭課	児童相談所に里親支援員を設置し、里親支援機関と連携して里親への訪問等の支援を実施。里親育成センターを設置し、里親制度の広報啓発や里親希望者等への研修を実施。	現状維持		各市町の民生委員や児童委員の協議会等の開催前後に出前講座を開いたり、商業施設やメディア等を利用して引き続き広報啓発に取り組み続けていく。児童の受入先を増やす為に各市町に登録里親を増やし、更なる里親等委託率の向上を目指して、現在の事業がより効果的に機能するよう検討しつつ、今後も同様に本事業を継続していく。				

事業群： DV被害者への支援及びDV予防について

評価対象事業件数

3件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				1					2
				33%					67%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
DV被害者自立支援事業	こども家庭課	DV被害者の自立のため、被害者の立場にたった相談から自立までのきめ細かな支援を行うとともに、被害者の早期自立につなげ、暴力を未然に防ぐ予防教育や啓発活動を実施した。	改善	DV被害者の自立に向け一時保護所の退所後も支援が必要な者への支援を引き続き実施していく。予防教育の中学校への実施拡大に向けた検討を行うとともに、学校現場で課題となっている事案等に対応できるよう講義内容の検討を行う。					

事業群： 障害のある子ども等への支援

評価対象事業件数

7件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				2					5
				29%					71%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
障害児施設支援費	障害福祉課	障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用に係る給付費に対する負担金(国1/2、県1/4、市町1/4)。及び、障害児入所支援に要する経費(国1/2、県1/2)を補助した。	現状維持	義務的な経費であることから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適正な実施と必要なサービスの提供体制の確保に努めていく。					
発達障害者支援センター運営事業	こども家庭課	発達障害の理解を促進するため、住民・関係機関等への啓発研修を行った。また、発達障害児及び家族に対する相談支援や、支援を行う関係機関へ助言等を行った。	改善	発達障害者支援センターの体制整備とともに、地域の相談対応体制の強化を図るため、人材育成研修の企画検討が必要。また、地域関係者が活動しやすい状況になるためにも発達障害の理解啓発活動が必要。					
発達障害児支援体制整備事業	こども家庭課	ティーチャー・トレーニングを地域で普及する指導者を育成することにより、こどもの特性に応じた適切な支援を提供できる環境整備を図った。	改善	ティーチャー・トレーニング指導者養成研修は30年度で終了し、活動している指導者に対し、フォローアップ教室を開催し、活動の定着を進めていく。					

事業群： インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進

評価対象事業件数

6件	30年度の方向性							
	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持	
					1 17%		5 83%	
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向				
特別支援学校キャリア教育充実事業	特別支援教育室	企業や関係機関と連携し、職業アドバイザーの派遣、アフターフォローの充実、キャリア教育応援企業登録制度などに取り組む。また、職業学科設置に向けた準備やキャリア検定の実施、小・中・高等部の一貫したキャリア教育の充実に向けた職場体験・キャリア体験活動、研究校の指定などに取り組む。	現状維持	30年度も引き続き本事業を実施することとし、キャリア検定については、しま地区の生徒の参加方法や検定内容、種目の充実を図る。また、研究指定校での研究を進め、研修会などをとおして教員の専門性を高め、小・中・高等部の一貫したキャリア教育の推進を図る。さらに、卒業後の定着期におけるアフターフォローを引き続き実施するとともに、キャリア教育応援企業制度については、登録企業数を増やすことができるように、本制度の理解・啓発を進める。				
教育支援ネットワーク事業	特別支援教育室	発達障害等のある幼児児童生徒に対する適切な支援のための電話・来所相談、巡回教育相談等を行った。	廃止	相談内容は保護者に対する障害の理解や二次障害を発生した児童生徒の指導など、困難なケースが増加している。一方で特別支援学校分教室等の設置により、各地域における特別支援学校を核とした相談体制は整いつつある。そこで、一次的な相談は各地域の体制に移行し、困難な事例については長崎大学等の専門機関と連携して対応することとし、教育支援ネットワーク事業は29年度末をもって廃止する。				
発達障害児等能力開発・教育支援推進事業	特別支援教育室	教育支援チーム等を活用した早期からの教育相談・支援体制の整備、特別支援教育推進実践研究校の指定、発達障害児等教育支援連絡協議会の開催、高等学校特別支援教育充実委員会の設置、外部専門家を活用したセンター的機能の強化と学校全体の専門性の向上を図った。	現状維持	30年度も引き続き本事業を実施することとし、28年度から取り組んできた「発達障害を含む特別な配慮が必要な子どもへの早期からの適切な支援体制の構築に向けた実践的な研究」に係る研究成果を広く発信し、県内全ての学校における特別支援教育の推進を図る。				

事業群： いじめや不登校など児童生徒が抱える問題への総合的な対策の推進									
評価対象事業件数									
5件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				2				3	
				40%				60%	
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
スクールカウンセラー活用事業	義務教育課	スクールカウンセラー等を県内の公立学校に配置・派遣することにより、学校における問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等に対応した。	改善	平成30年度においても、学校では、臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラーの活用が不可欠なものとなっており、更なる教育相談体制の充実を目指す。					
スクールソーシャルワーカー活用事業	義務教育課	スクールソーシャルワーカーを各市町教育委員会及び公立学校に配置することにより、学校における問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等を教育と福祉の両面から関係機関等と連携しながら支援した。	改善	平成30年度においても、学校では、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチを行うスクールソーシャルワーカーの活用が不可欠なものとなっており、更なる教育相談体制の充実を目指す。					
教育相談事業	義務教育課	児童生徒、保護者、教職員が抱える様々な悩みに対応するため、県教育センターにおいて様々な相談事業や職員研修等を実施した。	現状維持	平成30年度においても、来所相談、電話相談、巡回相談等、相談者のニーズに合わせて様々な教育相談を引き続き実施し、相談者がいつでも気軽に相談できるような教育相談体制を維持していく。					

事業群： ニートやひきこもり等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等への支援									
評価対象事業件数									
2件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				1				1	
				50%				50%	
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
子ども・若者支援システム構築事業費	こども未来課	NPO法人「心澄」に業務を委託し、子ども・若者育成支援ネットワークにおける総合的な相談窓口として、関係機関の紹介や情報の提供及び助言を行った。	改善	若者のニート・ひきこもりについて、「ゆめおす」への相談件数の増加と早期解決を図るため、市町の担当者、長崎県子ども・若者支援地域協議会実務者会議委員、各市町の養護教諭の代表などへ「ゆめおす」による支援の実態を伝え、相互に連絡を取り合い子ども・若者を支えあう体制を強化していく。また併せて、指導主事研修会や各市町の教育委員会、長崎県教育センターなどへ周知を行い教育機関との連携強化を図るとともに、連携会議や研修会等を通して、民間を含む支援関係機関との連携強化を図る。					

ひきこもり 対策推進 事業	障害福 祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりに関する普及啓 発等の情報発信 ・長崎こども・女性・障害者支 援センター及び保健所での 家族支援等を行った。 	現状維持	<p>ひきこもり経験者の7割が不登校経験者であること や当事者や家族が相談につながるまでに長期間を要 すること等から予防的介入や早期介入の必要性を重 視し、民生委員や学校関係者等関係機関や団体との 会議や活動等を通して、課題を共有するとともに、 当事者及びその家族に対する支援の継続、推進を図 る。</p>
---------------------	-----------	---	------	---